

北海道北斗市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和4年4月1日現在における北海道北斗市の行政区域とする。面積は概ね3万9千ヘクタールである。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（渡島国仁山高原木地挽山シバ草原）を除く。

また、本促進区域は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（（上磯鳥獣保護区、八郎沼鳥獣保護区、戸切地鳥獣保護区））を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域および自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境等保全条例に規定する道自然環境保全地域、北海道立自然条例に規定する道立自然公園、その他環境保全上重要な地域（生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）は、本促進区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

北斗市は、北海道の南西に位置し、南部は津軽海峡を望む函館湾に面し、南東部が函館市、東部が七飯町、北部が森町と厚沢部町、西部が木古内町と隣接している。

地勢は、北西部の脊梁山脈から南東部にかけての緩傾斜に農耕地が拓け、東側の平坦な大野平野にも大規模な農耕地が拓けている。また、市の約70%は国有林を含む山林であり、中小河川が多く、二級河川が10河川、準用河川が4河川、普通河川が84河川となっている。

気象条件は、対馬暖流の影響を受け、海洋性の気候となっており、道内にあっては降雪量が少なく、比較的温暖で暮らしやすい地域となっている。

②産業構造

北斗市は、一次産業と商工業を中心に発展してきたまちで、漁業は地先における定置網・養殖を主体とし、農業は北海道水田発祥の地である本市で誕生した「ふっくりんこ」が、米の食味ランキングで特Aの最高評価を獲得するなど水稲が盛んであるとともに、露地・施設園芸野菜（長ねぎ、トマト、きゅうり等）を組み合わせた複合経営が主となっている。

また、近年、道南地域は醸造用ブドウの栽培適地として注目され、市内三ツ石地区では大手ビール会社が醸造用ブドウ園を開設、文月・向野地区でも複数の農業法人が醸造用ブドウの栽培に力を入れており、今後、ワイナリーの建設などワインを核とした地域振興が期待されている。

商工業は、操業130年以上の歴史をもち、現在稼働しているものとしては国内最古の太平洋セメント(株)上磯工場が立地し、わが国有数の生産拠点として、地域経済発展の推進力になっている。また、昭和59年のテクノポリス地域の指定後、工業振興を最重要課題として、テクノポリス函館上磯工業団地や追分地区農工団地、さらには萩野農工団地や清水川農工団地などを整備し、企業誘致を積極的に推進した結果、現在、工業団地では、食料品製造関連業や、自動車関連業を中心に、製造業33社、卸売・小売業31社、サービス業16社、運輸業18社、その他業種10社の計108社（令和4年3月末現在北斗市水産商工労働課調べ）が操業している。国道沿いには東側から七重浜・追分地区、久根別・東浜地区、上磯駅前地区、茂辺地地区、そして北側の本町地区に商店街が集積され、卸売・小売業は418件（令和3年経済センサスー活動調査）となっており、製造業や卸売・小売業を中心に地域の産業・雇用を支えている。近年では特に、北海道新幹線新函館北斗駅、高規格幹線道路函館・江差自動車道（以下、「函館江差自動車道」という。）、国道227号、228号など各種交通網の結節点となっている優位性から、物流拠点としての機能も大きくなってきている。観光業は、灯台の聖母トラピスト修道院や国指定史跡松前藩戸切地陣屋跡、眼下に南北海道一の絶景が広がるきじひき高原などの多くの観光資源とあわせて、自然豊かな大地と海からとれる豊富で新鮮な食資源を活用し、北海道新幹線札幌延伸を見据えたうえでの観光振興を図っている。

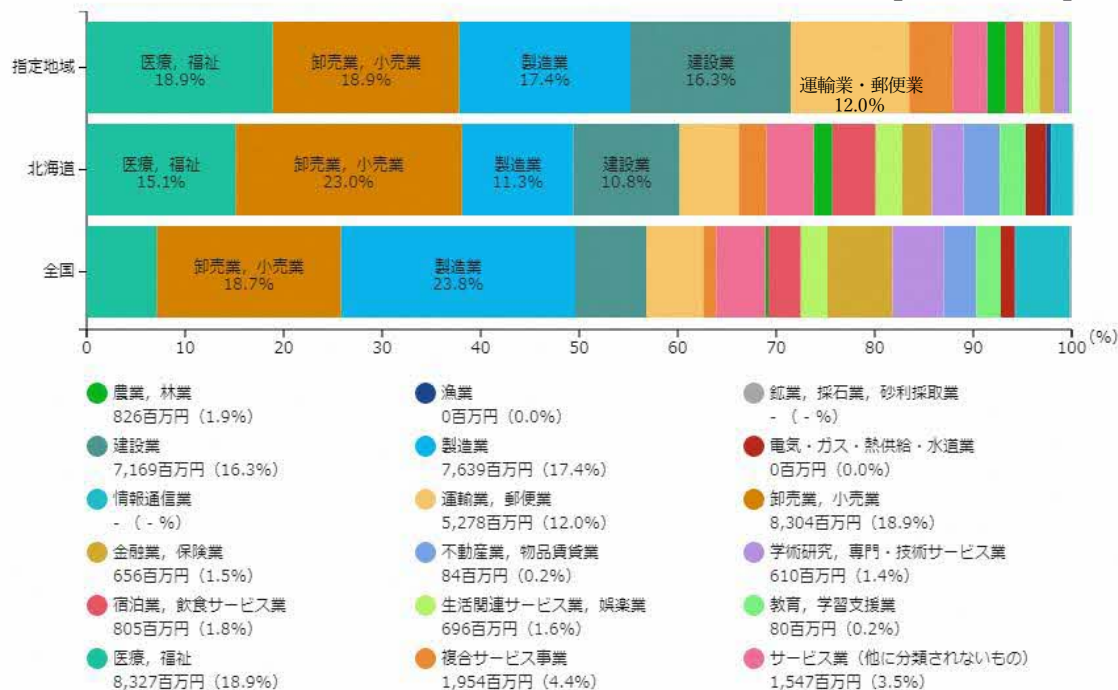
付加価値額をみると、製造業が17.4%、卸売業・小売業が18.9%、建設業が16.3%、運輸業・郵便業が12.0%（2016年「RESAS」）となっている。

北海道は、産業の裾野が広い製造業の構成比が低いという構造上の課題を抱えているが、本市の製造業は全道平均を上回り、また、運輸業・郵便業は、全国・全道平均を大きく上回る構成比となっているのが特徴である。

付加価値額(企業単位) 2016年

指定地域：北海道北斗市

【出典：RESAS】



③インフラの整備状況

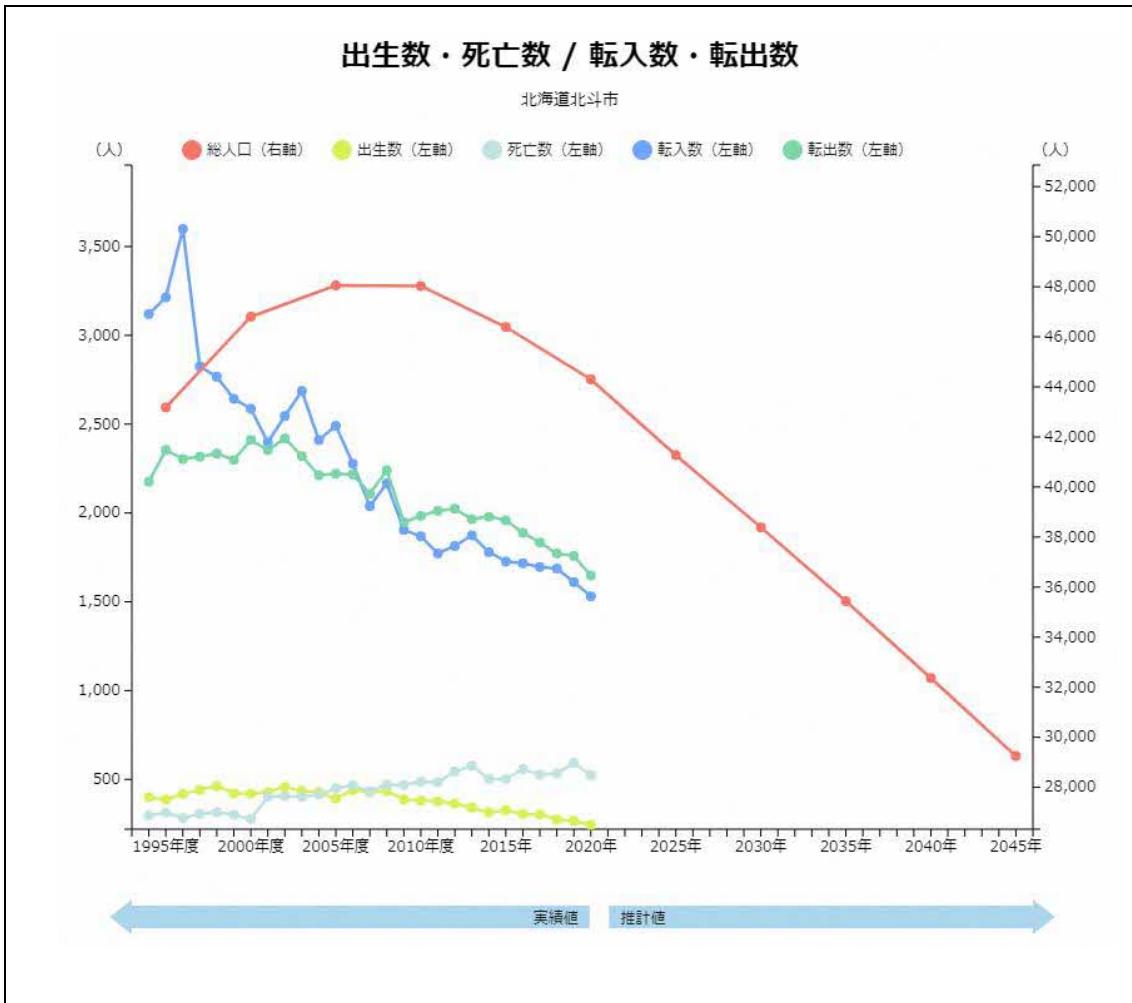
北斗市は、平成 28 年 3 月の北海道新幹線新函館北斗駅開業により、「新たな北海道の玄関口」として首都圏とのアクセスが格段に向上したほか、在来線や道南いさりび鉄道により鉄路で道内各地と結ばれている。

また、市内 4 か所にインターチェンジがある函館江差自動車道は、令和 4 年 3 月に木古内 IC まで延伸されたことで渡島西部と短時間で結ばれ、その前年 3 月に全線開通した新外環状道路を経由すると、函館空港方面とも短時間でアクセスが可能となっている。

さらに、幹線道路である国道 227 号、228 号が函館市内から放射状に延びることで市内外と多様なアクセスが可能となり、函館フェリーターミナルにも約 15 分で移動できることから、本市は高速交通ネットワークの結節点であるだけでなく、「陸」・「海」・「空」の物流拠点とのアクセスにも優れているといえる。

④人口の分布状況

人口は、令和 2 年国勢調査で 44,302 人となり、平成 17 年の 48,056 人をピークに減少が続いていることから、「北斗市総合計画」、「北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに基づき、産業振興や雇用創出、子育て支援の充実など人口減少対策に力を入れている。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

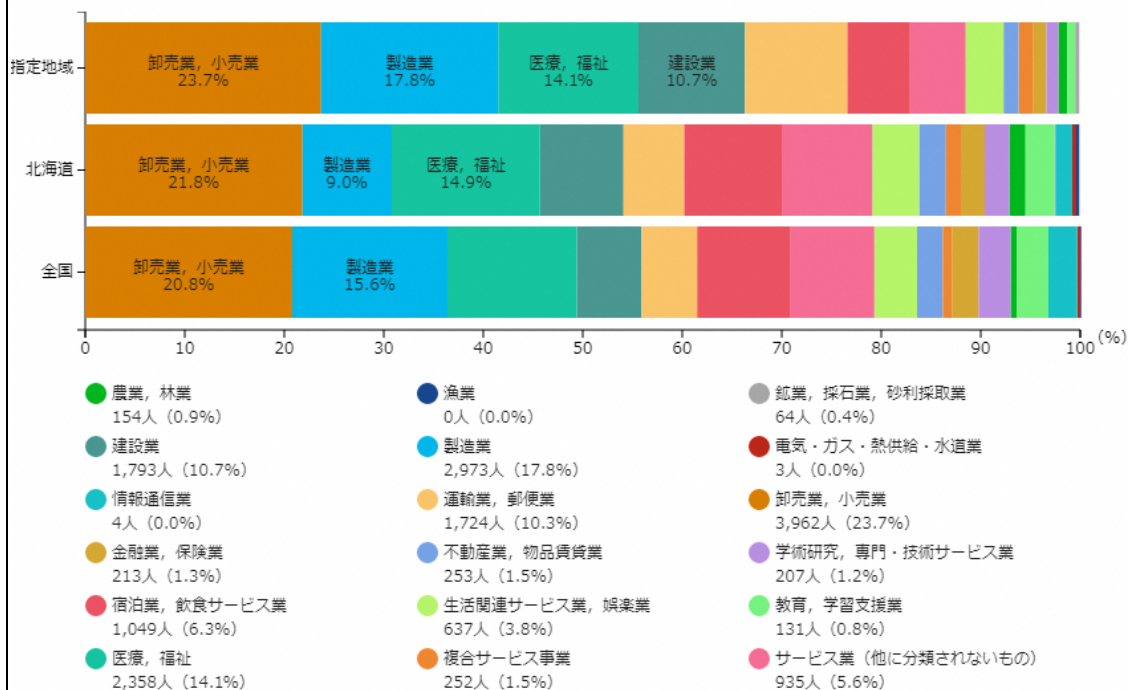
(1) 目指すべき地域の将来像の概略

北斗市は、雇用者数の17.8%、付加価値額の17.4%が「製造業」、雇用者数の23.7%、付加価値額の18.9%が「卸売業、小売業」、雇用者数の10.3%、付加価値額の12.0%が「運輸業、郵便業」となっており、地域の産業・雇用を支えている製造業や卸売業・小売業などとともに、優れた立地環境を生かした企業誘致を行い、進出した運輸業、郵便業についても重要な位置づけとなっている。(2016年「RESAS」)

従業者数(事業所単位) 2016年

指定地域：北海道北斗市

【出典：RESAS】



北斗市は、第2期(2018～2027)北斗市総合計画の中で、「ほっとする 暮らしがある」ともにすすめる「まちづくり」を目指すべき将来像としている。本総合計画の中では将来像を達成するための4つの基本目標を掲げている。その一つである「新幹線を活かした元気で魅力あるまちづくり」に向けては、「高速交通アクセスに恵まれた立地環境を活かし、企業誘致の推進と新たな産業の創出による雇用拡大」、「成長産業として農林水産業の持続的な発展への取り組みを進める」等の施策を展開している。

立地環境を活かした企業誘致に向けては、本市は、「陸」・「空」・「海」すべてのアクセスに優位性があることから、人流のみならず物流の拠点としても適地となっている。特に、陸路は鉄道、函館江差自動車道・国道227号、228号など多様なアクセス手段があることから、北海道で懸念される冬場の交通障害にも対応可能であり、安定輸送の確保、配送・運送時間短縮によるコストダウンなどのメリットを生かした企業誘致が可能となる。

また、宿泊、運輸、飲食、小売業など、さまざまな分野で大きな経済効果が期待できる観光の振興を図ることとしており、灯台の聖母トラピスト修道院や国指定史跡松前藩戸切地陣屋跡、眼下に南北海道一の絶景が広がるきじひき高原などの多くの観光資源と、自然豊かな大地と海からとれる豊富で新鮮な食資源にも恵まれた地域であることを活かし、「北斗市観光振興プラン」(平成24年3月策定)において、「きじひき高原の整備活用」、「桜回廊構想の推進」、「体験型観光の推進」、「スポーツ合宿の誘致」を4本柱に掲げ、魅力ある観光地づくりを積極的に進めている。

近年、相次いで参入のあるワイン事業は、生産から加工・販売までを手掛ける6次産業の典型であることや、新たな観光資源としての活用が期待され、経済波及効果が大きいことから、ワインを核とした地域振興に繋げることを目指している。

(2) 経済的効果の目標

・1件あたり平均45百万円の付加価値額をもたらす地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.393倍の波及効果をもたらし、促進区域で188百万円の付加価値を創出することを目指す。

・188百万円は、促進区域の全産業付加価値額(679億円)の0.2%以上であり、地域経済に対するインパクトが大きい。(平成28年経済センサスー活動調査)

・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	－百万円	188百万円	

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	－百万円	45百万円	
地域経済牽引事業の新規事業案件	－	3件	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,458百万円(北海道の1事業所あたり平均付加価値額(平成28年経済センサスー活動調

査)を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で10%増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2人以上増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域

(1) 重点促進区域

本基本計画では重点促進区域は定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 【地域の特性】 北斗市の高規格幹線道路函館・江差自動車道等の交通インフラ
【活用戦略】 物流
- ② 【地域の特性】 北斗市のトマト、醸造用ブドウ等の特産物
【活用戦略】 食料品製造
- ③ 【地域の特性】 北斗市の醸造用ブドウ園等の観光資源
【活用戦略】 観光

(2) 選定の理由

- ① 【地域の特性】 北斗市の高規格幹線道路函館・江差自動車道等の交通インフラ
【活用戦略】 物流

北斗市は、函館江差自動車道のインターチェンジが市内4か所にあり、令和4年3月に木古内ICまで延伸されたことで渡島西部と短時間で結ばれ、その前年3月に全線開通した新外環状線を経由すると、函館空港方面とも短時間でアクセスが可能となっている。

今後、北海道縦貫自動車道の七飯～大沼間の延線により、道央圏とのアクセスも大幅に向上することとなり、高速交通ネットワークの結節点としての優位性はさらに高まることが期

待される。

また、幹線道路である国道 227 号、228 号が函館市内から放射状に延びることで市内外と多様なアクセスが可能となっており、函館フェリーターミナルにも約 15 分で移動が出来ることなど、各方面への接続が良好で交通アクセスに優れており、交通の要衝として高い優位性を持っている。

こうした「陸」・「海」・「空」の物流拠点となる交通インフラの優位性を背景として、市内 5 つの工業団地（テクノポリス函館上磯工業団地・追分地区農工団地・萩野農工団地・清水川農工団地・第 3 清水川農工団地）を中心に、函館フェリーターミナルへの交通利便性から、航路を活用した商品流通の拠点として本市の事業所を活用する企業や、本市の事業所を拠点として大消費地である札幌市へ販売を行う企業が立地するなど、多くの物流関連企業（72 社程度）が立地している。

大手物流企業を含む流通関連企業は 72 社が立地しており、これら企業の売上高が 159 億 3,300 万円（当市全産業の約 9.3%）、付加価値額が 52 億 7,800 万円（当市全産業の約 12.0%）となっており、当市全産業の中で上位に位置している。

これら物流関連産業は、当市の主力産業である卸売・小売業関連産業の流通需要も多く、本市で生産される製品等を迅速かつ効率的に大消費地等へ供給することが可能となるなど、相互補完の関係にあり、卸売・小売業では、事業所が 487 社立地しており、市内全産業の第 1 位（本市全事業所数 1,706 事業所の約 28.5%）を占める割合となっている。また、卸売・小売業の企業単位の売上高が 581 億 8,400 万円で第 1 位、企業単位の付加価値額が 83 億 400 万円（本市全産業の約 18.9%）で第 2 位となっており、本市の基幹産業の一つとなっている。

以上を踏まえ、物流関連企業の取引の拡大等を図り、それに伴う売上増・雇用増を通じて付加価値額を向上させるとともに、他産業への経済的波及効果をもたらしていくなど、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。（データはいずれも 2016 年「RESAS」を活用）

②【地域の特性】北斗市のトマト、醸造用ぶどう等の特産物

【活用戦略】食料品製造

北斗市の基幹産業は、農業である。1685 年に文月地区において道内で初めて稲作が行われた北海道水田発祥の地として昔から水稻の作付が盛んであり、令和 2 年の水稻作付面積は 1,090ha となっており、渡島管内の約 39%（北海道全体の約 1%）を占めている。令和 2 年の農業産出額は約 74.7 億円、農家戸数は、470 戸、農家 1 戸当たりの平均面積は約 9ha となっている。主要作物は、米、大豆、馬鈴薯、野菜では長ねぎ、トマト、きゅうり、ほうれん草などを生産している。特に、長ねぎ、トマト、きゅうり、ほうれん草は、栽培面積、収量とも道内上位を誇っており、令和 2 年の野菜の農業産出額は全道市町村中第 9 位の 53.9 億円であり、道内有数の産地となっている。（令和 2 年農林業センサス）

近年では、ワインブームを背景に、南向きの傾斜地が広がり、土壌が礫で水はけがよい三ツ石地区、文月・向野地区がワイン醸造用ブドウの適地であることから、三ツ石地区では、

大手ビール会社が醸造用ブドウ園を開設、文月・向野地区では、4つの農業法人が醸造用ブドウの栽培に取り組んでいる。

また、北斗市の特産物の生産者が自ら加工品の製造を手がける6次産業化の取組も盛んに行われており、道内上位の収量を誇るトマトを加工したジュース、ジャム、ソース等をはじめとして、各種特産物を加工した製品を製造・販売をしている。これら生産物及び加工品は、観光資源としても、大いに魅力のあるものとなっている。特にワイン事業は、生産から加工・販売までを手掛ける6次産業の典型であり、現在、ワイナリーの建設計画が検討されていることから、創業に向けた支援について検討を行っている。

以上を踏まえ、北斗市のトマト、醸造用ぶどう等の様々な特産物を生かし、食料品製造事業者の付加価値向上を図り、関連産業である農産業や観光業等の他分野にも経済的波及効果をもたらすことで地域全体の付加価値向上を図る。

③【地域の特性】北斗市の醸造用ブドウ園等の観光資源

【活用戦略】観光

北斗市は、津軽海峡に面した海から採れるホッキ貝を代表とした魚介類、そしてトマトなどの農作物、さらに、松前藩戸切地陣屋跡の桜並木やトラピスト修道院などの観光資源がある。また、平成28年3月の北海道新幹線新函館北斗駅が開業したことで、北海道の玄関口として、国内外からの流入人口の拡大を目指し、既存の観光資源のみならず新たな観光資源の創設から、観光入込客数の増加を図っている。

特に、トラピスト修道院は明治29年(1896年)、フランスから9人の修道士たちがこの地を訪れ創設された日本最初の男子トラピスト修道院で、目の前に広がるスギとポプラの並木道は、静寂な空間と牧歌的な風景を楽しめるスポットとして人気を誇っている。また、修道士が営む酪農製品も名産となっており、トラピストバターを使ったクッキーやソフトクリームなどが人気商品となっている。

令和2年3月に制定した「第2期北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、北海道新幹線を活かした産業の振興と雇用の場をつくることを基本目標のひとつとしており、地域経済の活性化を図るため、豊かで美しい自然環境の活用や広域連携を図り、北海道新幹線による交通アクセスの優位性を活かした観光振興により、まちの魅力を高めながら観光入込客数を増やすこととしている。

北斗市では現在、②で記載したとおり醸造用ブドウの栽培が推し進められており、醸造用ぶどうの産地化とワイナリーを核とした関連事業の集積による新たな産業振興と観光資源とを絡めた観光エリアの創造を図ることや、大野農業高等学校との交流、大手ビール会社が開園している醸造用ブドウ園との連携も視野に、「ワインによる地域活性化検討会議」を立ち上げた。将来、農家レストラン、農泊施設の建設に繋げていくことで、新たな主要観光資源としての活用が期待され、複合的かつ創造的な視点のもとでの観光振興が可能となることから、北海道新幹線開業効果の落ち着きや新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光

入込客数の回復が図られるなど、観光に関連する事業者への波及効果により、ワインを核とした地域全体の付加価値向上を図る。

＜北斗市の観光入込客数＞	
年度	観光入込客数
平成 28 年度	1,237.7 千人
平成 29 年度	997.1 千人
平成 30 年度	758.1 千人
令和元年度	741.4 千人
令和 2 年度	428.5 千人

(北斗市経済部観光課調べ)

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような北斗市の様々な特性を活かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減や北斗市独自の強みを積極的に活用する。

(2) 制度の整備に関する事項

(不動産取得税、固定資産税の課税免除措置の創設)

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

また、本市においても、一定の要件のもと事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税の課税免除に関して条例で定めており、今後も継続して行っていく。

(北海道産業振興条例に基づく助成措置)

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場その他の施設の新設又は増設に対して、助成を行っている。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備 (公共データの民間公開に関する事項等)

北斗市雇用状況等調査の結果をインターネット上で公開している。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、北斗市経済部水産商工労働課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び北斗市が連携して対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

立地企業への定期的な訪問活動やアンケート調査などにより、立地企業の現状やニーズの把握に努め、企業にとって有益な対応を実施・検討する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和4年度	令和5年度～令和8年度	令和9年度（最終年度）
【制度の整備】			
① 不動産取得税、固定資産税の課税免除措置	北海道：運用中 北斗市：運用中	運用	運用
② 北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用中	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 公共データの活用	運用中（随時更新）	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の設置	相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
① 国支援制度などの活用	随時実施	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、北斗市は関係団体及び金融機関等と連携し、支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人函館地域産業振興財団

当財団は、産学官の連携を図りながら地域企業の事業活動を支援するため、北海道、函館市、北斗市、七飯町、民間企業などからの出捐金により組織されており、研究開発助成事業や、起業家支援事業（創業セミナーの実施や開業資金の援助、開業後のフォローアップなど）、販路拡大事業（展示会等への出展支援）等の支援事業をはじめ、国等の助成事業における管理人等幅広い支援を行う。

②北斗市商工会

当該商工会は、平成 18 年 4 月 1 日に設立され、会員数は令和 4 年 3 月末現在、766 の事業所の会員で組織されており、北斗市で最も規模が大きい公的総合経済団体である。経営指導員を配置し経営相談などを行なうとともに、専門家と連携し、税務経理相談、定期個別相談会、専門家派遣事業など行い、会員事業者の課題解決にあたっている。

③金融機関（㈱北洋銀行・道南うみ街信用金庫・渡島信用金庫・函館商工信用組合）

北斗市の地域経済の活性化に関する事業について連携を図り、金融機関のノウハウや企業間ネットワークを活用したビジネスのマッチング、企業の資金調達などに取り組んでおり、地域企業の事業活動が円滑に進むよう支援する。

上記により、これまでに構築してきた経営に関するサポートや相談体制の一層の充実並びに個々企業への営業力強化等に向けた事業の充実を図り、地域経済牽引事業の支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

事業者が地域経済牽引事業を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、道指定鳥獣保護区（上磯鳥獣保護区、八郎沼鳥獣保護区、戸切地鳥獣保護区）をはじめとする環境保全上重要な地域において当該事業を行う場合には、事前に環境省釧路自然環境事務所（または北海道

自然環境保全部局)と調整を図り専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮する。

特に地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の減量・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪および事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めると共に、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入する箇所や交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

P D C A体制については、北斗市経済部を中心に関係部課長による会議を毎年度7月に開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて、検討・整理する。当会議には必要に応じ、支援機関等からの助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本基本計画の計画期間は、計画同意の日から令和9年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。